

令和8年度 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修 (第一号・第二号研修) 指導者養成講習実施要領

1 目的

介護職員等がたん吸引等を実施するために受講する「介護職員等によるたん吸引等研修（第一号・第二号研修）」の指導者を養成することを目的とします。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表 第一号・第二号研修）

2 実施主体

秋田県

3 研修実施機関

秋田県社会福祉協議会が秋田県より委託を受けて実施します。

4 受講対象者

下記の①及び②の要件を満たすこと。

- ① 保健師、助産師又は看護師の資格を有し、臨床等での実務経験が3年以上あること。
- ② 今後、県が「介護職員等によるたん吸引等研修（第一号・第二号研修）」を実施する際に、演習及び実地研修において介護職員等を指導・評価する指導看護師の役割を担うことが可能であること。

【留意事項】

(1) 指導者養成講習修了者の所属施設であって、以下の要件を満たす場合、その所属施設には『実地研修施設』となつていただくこととしており、別途、県へ届出が必要です。実地研修の進め方等については、(指)別紙1「実地研修の具体的な実施方法」を参照してください。

- ① たんの吸引・経管栄養を必要とする利用者が適当数いること
- ② 介護職員等がたん吸引等の実地研修を行うに当たり、利用者及び家族から書面により同意が得られていること
- ③ 医療（嘱託医、看護職員、協力医療機関）、介護等の関係者による連携体制が整備されていること 等

(2) 県が実施する「介護職員等によるたん吸引等研修（第一号・第二号研修）」に所属施設の介護職員等を受講させる場合については、原則として、所属施設において実地研修を行うこととしております。

5 募集定員

50名

6 開催日程 ※詳細は受講決定時にお知らせします。

令和8年5月26日（火）～5月27日（水） 2日間

7 募集期間

令和8年4月6日（月）～4月24日（金）必着

8 研修会場 ※会場受講のみ

秋田県中央地区老人福祉総合エリア（中央シルバーエリア） 多目的ホール
秋田市御所野下堤5丁目1-1

9 修了証明書の交付

2日間の講習を修了後、修了証明書を交付します。

介護職員の基本研修等において、下記表5行為について指導・評価方法を修得した場合は、修了証明書の裏面に付記します。

口腔内のたん吸引 鼻腔内のたん吸引 気管カニューレ内部のたん吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

※ 基本研修（演習）は1日1行為、5日間の日程で実施します。

10 費用

受講料は無料です。

テキストは、受講決定時に申込書を同封しますので、各自で準備してください。

書名	価格（税別）
新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト※ ¹	2,200円
新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト 指導者用 指導上の留意点とQ&A	800円

※¹（社）全国訪問看護事業協会 編集（発行：中央法規出版） 2023.7.20発行

11 受講申し込み

(1) 提出書類

提出書類	様式	備考
受講申込書	(指)様式1	
看護師免許証	写し	A4サイズに縮小
封筒1通	◇長形3号 120mm×235mm ◇事業所名・住所・受講者氏名を明記 ◇110円切手を貼付	受講決定通知用 (受講者1名につき1枚)

(2) 申込先

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

福祉人材支援部 「介護職員等によるたん吸引等研修」担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-824-2444 / FAX 018-864-2840

E-mail: tankyu@akitakenshakyo.or.jp

12 受講の決定について

(1) 受講の決定については、郵送で通知します。

(2) 受講の可否については、電話での対応はできません。

(3) 定員を超えた場合は、法人単位で調整していただく場合があります。